

令和4年1月4日

各位

公益財団法人名古屋産業振興公社
新事業支援センター創業支援施設課公益財団法人名古屋産業振興公社創業支援施設賃借料等減額
申請書類の提出について

日頃は、当施設の運営についてご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本施設に入居されている企業様の中で、令和4年度の「公益財団法人名古屋産業振興公社創業支援施設賃借料等減額制度」（以下、「本減額制度」といいます）の適用を希望される方につきましては、以下のとおり関係書類をご提出のうえ、申請いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 制度概要（令和2年度より、補助金制度から減額制度へと変更されています）

対象事業者	創業後5年以内にナビ金山/ナビ白金に入居した者 (中小企業者・税の滞納がないこと・事業実態があること・暴力団、暴力団関係者ではないこと)
対象経費	当該年度の4月分から3月分までのテナント賃借料 (共益費を含み、敷金・礼金・保証金・光熱費などを除く) ※課税事業者の場合は、消費税を除いた金額が対象経費となります。
減額率・限度額	減額率：減額対象経費の30%以内 減額限度額（年度あたり）：150万円 (市外に本社があり、入居に際し本社を併せて移転した場合は限度額50万円の加算あり) <u>※毎月の支払賃借料を30%減額（請求段階で30%減額）</u>
減額対象期間	減額を受けることができる期間は、減額開始月から60月を超えないものとする。なお、 <u>旧名古屋市都市型産業研究施設開設補助金をすでに受けている者は、補助対象開始月から起算して60月を超えないものとする。</u>

2 減額申請提出書類

- (1) 令和4年度公益財団法人名古屋産業振興公社創業支援施設賃借料等減額申請書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第2号）
- (3) 入居計画書（様式第3号）
- (4) 納税証明書（滞納がない旨の証明）
- (5) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、事業内容及び事業開始年月日がわかる書類）

裏面に続きます

【提出時の注意事項】

- ※（２）企業概要書記載の、直近２期の業績については、財務諸表（営業報告書又は貸借対照表、損益計算書）にて確認させていただきます。
（ナビ入居者様へ毎年決算月より３か月以内のご提出をお願いしている「事業活動報告書」へ添付して提出していただいていると思いますが、未提出の場合は再度依頼させていただきます。）
- ※（４）納税証明書は、直近決算期１期分についての、名古屋市が発行する法人の市民税にかかるものをご提出ください。コピーは不可
- ※（５）登記事項証明書は、最新のものをご提出ください。コピーは不可
（ナビ入居時又は令和３年度までの本減額制度の届出内容から変更ない場合は省略できます。）

3 提出期限

令和４年２月２５日（金） １７：００（厳守）

※期日を過ぎた場合、令和４年度の減額適用は不可となりますのでご注意ください。

4 減額申請書提出先

持参 又は 郵送

公益財団法人名古屋産業振興公社 新事業支援センター 創業支援施設課

住所：〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目９番３３号 名古屋ビジネスインキュベータ白金

5 その他

- 令和４年３月中に減額可否を決定します。減額を決定した場合は、同月の賃料等請求時において、翌月（同年４月）の賃借料を決定内容に応じて減額し請求させていただきます。
- 減額申請は、年度ごとに行っていただきます。（来年度も同時期に申請書の提出が必要です）
- 減額限度額（１５０万円もしくは２００万円）に達し次第、当年度の減額は終了となります。
- 月々の賃料等の支払が期限までになされない場合、その年度の減額を打ち切りとさせていただきます。
（何らかの理由により支払いが遅れる場合には必ず支払期限内にご相談ください）
- EXCEL データは以下の場所からダウンロードし、ご利用ください。
ナビ HP > 「賃借料等減額制度」 > 「公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設賃借料等減額申請書」

お問い合わせ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設課 正木・鬼頭

電話：０５２－８８３－８７１１